

日本アメリカ史学会 第16回（通算44回） 年次大会プログラム

日時：2019年9月21日（土）、22日（日）

会場：福岡大学 文系センター

814-0180 福岡市城南区七隈八丁目 19-1

連絡先：森丈夫 mori-t アットマーク fukuoka-u.ac.jp

会場について	p.4
シンポジウム A, B, C 主旨文・報告要旨	p.5
自由論題報告要旨	p.16

1日目 2019年9月21日（土）

受付 12:30～ 文系センター4階 第4会議室横

控室 文系センター15階 第7会議室

書店展示場 文系センター4階 会4会議室横

幹事会 12:00～13:00 文系センター4階 第5会議室

シンポジウムA 13:30～16:30 文系センター4階 第4会議室

「変動する諸国家と北アメリカ先住民」

報告者

森 丈夫（福岡大学）

石をつむ——18世紀北アメリカ北東部境界地帯におけるワベナキーイギリス同盟の形成と崩壊

岩崎佳孝（甲南女子大学）

「ボーダーランズ」の先住民と国家内先住民の「ボーダー」——アメリカ合衆国による先住民集団リトル・シェル・トライブの非「認定」問題からの考察

中野由美子（成蹊大学）

連邦先住民法にみるスペイン支配の遺産

司会

鰐淵秀一（共立女子大学）

コメンテーター

野口久美子（明治学院大学）

総会 17:10～18:10 文系センター4階 第4会議室

懇親会 18:30～20:30 文系センター16階 スカイラウンジ

2日目 2019年9月22日(日)

受付 9:00～ 文系センター15階

控室 文系センター14階 共同研究室

書店展示場 文系センター15階

自由論題報告 9:30～12:05

(第1報告 9:30～10:15 第2報告 10:25～11:10 第3報告 11:20～12:05)

第1セッション 文系センター15階 第5会議室

塚田 浩幸（東京外国語大学・院）

広域インディアンの同盟とアメリカにおける十七世紀の危機

杉淵 忠基（一橋大学・院）

クー・クラックス・クラン法をめぐる攻防——制定から人身保護令状による救済の一時停止まで

石田 美香（大阪大学・院）

沖縄陪審制の実態と功罪

第2セッション 文系センター15階 第6会議室

山崎 雄史（愛知県立大学・講）

カリフォルニア日系移民コミュニティにおける階級軋轢とインターナショナリズム——初期社会主義者とフレズノ労働同盟を中心に

鈴木 俊弘（一橋大学・院）

「白人至上主義者」の汚名を着る欲望——1931年の「アウグスト・ヨキネン裁判」をホワイトネス研究から解釈する試論

宮崎早季（一橋大学・院）

ハワイ日系人の戦時記憶の想起と忘却

第3セッション 文系センター15階 第7会議室

日野川 静枝（拓殖大学）

カリフォルニア大学における科学の軍事化の道具立て——外部資金・特許政策・学則 No.4
の変更

浅井 理恵子（国學院大学）

1950年代の女性史再考——「女性軍人に関する国防諮問委員会」と女性の入隊勧誘キャン
ペーンに関する予備的考察

藤岡 真樹（京都大学）

1950年代後半における「アメリカ的生活様式」と「未完の事業」

シンポジウムB 13:15～16:15 文系センター15階 第5会議室

「アジア・太平洋世界における帝国の軍事秩序と社会変容」

報告者

池上大祐（琉球大学）

再占領後グアムにおけるアメリカ海軍軍政統治と軍事基地——1944～1946年を中心とし
て

伊佐由貴（都留文科大学・講）

米国占領下の沖縄とハワイ沖縄系移民——移民が生きる「帝国」

長島怜央（日本学術振興会特別研究員）

アメリカ帝国と植民地化・軍事化された移動圏——沖縄返還前後の沖縄グアム移民の経験

コメンテーター

阿部小涼（琉球大学）

臺丸谷美幸（水産大学校）

司会

丸山雄生（東海大学）

シンポジウムC 13:15～16:15 文系センター15階 第6会議室

「抵抗の場としての『家族』」

報告者

関口洋平（首都大学東京）

『ヒルビリー・エレジー』における家族と新自由主義

山本明代（名古屋市立大学）

冷戦期アメリカ合衆国の難民政策と家族——ハンガリー難民受入れと難民支援からみる家族と女性の性別役割

小野直子（富山大学）

「正常な」家族を求めて——知的障害者の親の会と専門家

コメンテーター

岡野八代（同志社大学）

司会

野口久美子（明治学院大学）

会場について

会場へのアクセス

最寄駅 地下鉄 七隈線「福大前駅」
西鉄バス 12・16番「福大前」停留所
114番「福大薬学部前」停留所
エコルライナー「福大正門前」停留所

交通アクセス

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/pdf/help/map/access.pdf?20190702>

キャンパスマップ

<https://www.fukuoka-u.ac.jp/pdf/aboutus/facilities/201907map.pdf?190703>

その他

1日目の昼食は、文系センター16階スカイラウンジ（懇親会会場）をはじめ、大学の学食を利用することができます。

2日目は学食を利用できませんので、各自昼食を用意してください。大学周辺にはコンビニが複数あり、また大学キャンパスと地下鉄「七隈」駅のあいだには複数の飲食店があります。

シンポジウム主旨文・報告要旨

シンポジウムA「変動する諸国家と北アメリカ先住民」

主旨

本シンポジウムでは、国家という制度的枠組みとの関係を通じた北アメリカ先住民史の諸問題を検討する。より具体的には、北アメリカに存在した諸国家と先住民が取り結んできた関係が、アメリカ合衆国における先住民の位置を考える際にどのような意味を持っていたのかを考えたい。この問題設定は、次のような学説史的な背景を念頭に置いている。1960年代以後、マイノリティに関する歴史研究が重視される中、北アメリカ先住民に関する歴史研究は増大した。ヨーロッパ人による先住民の抑圧に焦点を当てた1960年代-80年代の諸研究に続いて、1990年代以後には、各時期におけるアメリカ合衆国政府の先住民政策の展開とその思想的背景、政策に対する先住民の主体的対応などが明らかにされてきた。そして、このような先住民史研究から、アメリカ史研究は、合衆国の国家と社会の実像をとらえ返す貴重な理解を得てきたのである。

しかしながら、近年のボーダーランド研究や大陸史研究は、先住民が直面した（あるいは先住民に直面した）国家を想定する際、アメリカ合衆国を対象とした従来の枠組みには収まりきらなくなっていることを示唆している。言うまでもなく、16世紀以後、北アメリカ大陸では、イギリスはもちろん、フランス、スペインなどのグローバルな帝国、またカナダ、メキシコなどの帝国の後継国家も勢力を有した。さらに特定の時代においては、イロコイ部族連合やコマンチェ帝国のようにヨーロッパ系諸国家と拮抗しうる先住民国家も存在した。近年の研究は、北アメリカ大陸の先住民は、このような諸国家が競合する中で、それぞれの国家と複雑な関係を取り結んできたことを明らかにしているのである。加えて、ヨーロッパ系の国家の性格についても新たな理解を考慮すべきであろう。近年のヨーロッパ史で提唱されている「複合君主制論」や「礫岩国家論」は、アメリカ大陸に展開したヨーロッパ諸帝国に関する従来の像を大きく塗り替えているし、アメリカ合衆国にしても、「ポストコロニアル国家」として再評価し、イギリス帝国との連続性／断絶性の上で、その領土政策を捉える意見もある。

確かに19世紀末以後、カナダを除けば、北アメリカにおける先住民と国家の関係はアメリカ合衆国へと一元化される。とはいえ、この一元化は、それ以前の先住民と諸国家の関係との連続性や断絶性などの文脈の上でとらえ返す必要があるのではないだろうか。「変動する諸国家」という言葉を用いたのは、このような動的な歴史として先住民とアメリカ合衆国の関係史を考えるためである。以上の検討を通じて、本シンポジウムは先住民史のみならずアメリカ史に新たな研究視角をもたらす一助となることを願っている。

森 丈夫 (福岡大学)

「石をつむ——18世紀北アメリカ北東部境界地帯におけるワベナキーイギリス同盟の形成と崩壊」

本報告は、イギリスとフランス、そして先住民の係争地であった北アメリカ北東部の境界地帯（マサチューセッツ領メイン／ワベナキ領 Wlôgan／フランス領アカディア）における、イギリスとワベナキ連合の同盟を題材に、政治集団間の関係という視点からアメリカ合衆国成立以前の北アメリカ大陸における先住民とヨーロッパ人の関係を検討したい。

F・ジェニングスをはじめとする1960年代以後の先住民研究は、「清掃」という用語に象徴されるように、先住民の暴力的排除の過程としてヨーロッパ人（とりわけイギリス人）の植民を描いた。他方、戦争や疫病の蔓延による先住民の大規模な人口減少や領土喪失などの状況を前提としつつも、1990年代以後、植民地時代史研究は、ヨーロッパ人勢力と先住民諸集団の間に多様な関係が結ばれていたことに着目し、複雑な人種関係史像を提示しつつある。なかでもR・ホワイトの「ミドルグラウンド」論に代表されるように、相互の平和維持、通商、軍事協力のため、各地の先住民とヨーロッパ人の間に同盟関係が成立していたことが重視されている。このような見方を後押ししたのも、近年の先住民研究およびヨーロッパ国家研究の進展による各勢力の政治的・軍事的実態に関する新たな見解であった。J・メレルのカトーバ研究に典型的に見られるように、植民に伴う先住社会の破壊過程の中においても、先住民のなかには国家形成や軍事力向上を通じてプレゼンスを高めた部族が複数存在した一方で、北アメリカのヨーロッパ人勢力は分権的な「複合君主制」体制の下、軍事的に脆弱な状況に置かれ続けていたことが明らかにされたのである。

本報告が扱う先住民－イギリス同盟については、時系列的には、1720年代から七年戦争期(1755-63)にかけての時期が重視されている。この時期までに、イギリス領各植民地と先住民諸国は条約による同盟を形成し、「安定しているが苦々しい共存」(D・リクター)の創出に寄与したと考えられているからである。他方、チェロキー戦争(1759-60)のように長期間持続しても、同盟は容易に崩壊する脆弱さを秘めていたことも事実である。そこで本報告では、当該期のワベナキ連合－イギリス同盟の検討を通じて、先住民－イギリス同盟の構造的把握を試みたい。特に参考にするのは「帝國的側面」(C・サウント)である。イギリス勢力と先住民は、北米において対等な同盟関係を結びつつも、ヨーロッパ諸帝国間の国際関係の位相においては、先住民はイギリス国家の従属民と理解されていた。報告では、このような重層的な関係構造が同盟にどのように作用したのかを考察する。

岩崎佳孝（甲南女子大学）

『『ボーダーランズ』の先住民と国家内先住民の『ボーダー』——アメリカ合衆国による先住民集団リトル・シェル・トライブの非『認定』問題からの考察』

アメリカ合衆国は国内の先住民集団（部族）を「認定」した上で、居住地（保留地）や数々の諸権利（主権、自治権、補助金、各種特権等）を与えてきた。しかし、本報告で取り上げる合衆国モンタナ州に居住する「リトル・シェル・トライブ・オブ・チピワ・インディアンズ・オブ・モンタナ（Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, 以下 LST）」は、先住民であることが明らかであるにも関わらず認定を得ることができず、いわゆる「土地なしインディアン（Landless Indian）」と呼ばれ、100年以上におよぶ貧困と差別の下におかれてきた。

LST は先住民集団チピワ（Chippewa）の中核を構成する集団として、当初の居住地域であった五大湖西部から、19 世紀中葉には合衆国とカナダの西部フロンティア（大平原地域）に漸次移動しつつあった。19 世紀末、合衆国政府がノースダコタ州内にその居住区域として「タートル・マウンテン・チピワ保留地（Turtle Mountain Chippewa Reservation）」を設置した際、社会内の混血者「メイティ（Métis）」を中心とする一部の成員だけが先住民「チピワ」と認定された。この時、同集団の首長に統率されチピワの中核を構成していたのにもかかわらず保留地から追放され、最終的にモンタナ州に移動した集団が、LST である。

当時の米加フロンティアにおける先住民の本来の在り様は、後発の「国家」に拘束されず国境周縁コンタクト・ゾーン（ボーダーランズ）を自在に移動し、集団の規模や成員の内実でさえも適宜変容させるものであった。それは、これまで米加両国家が固定化された集団という想定下で先住民を国家「内」の存在となしてきたものとは、大きく異なる実態を有していた。本報告では、先住民集団 LST が 100 年以上にわたり合衆国からの認定を得ることができなかった事由に考察を加えることにより、19 世紀後半以降の米加、特に合衆国による先住民の国家への統合に伴う先住民の「ボーダー」設定が、先住民社会にどのように作用し、現況をもたらしたのかを明らかにしたい。

中野由美子（成蹊大学）

「連邦先住民法にみるスペイン支配の遺産」

北米と南米は、先住民の処遇という点では対照的であるといわれてきた。一例として、先住民の法的地位についてみてみよう。一方のアメリカ合衆国では、建国以来、特定の先住民集団に対して「インディアン部族」という「市民」とは異なる法的地位を付与してきた。他方のラテンアメリカ諸国では、先

住民固有の法的地位の付与には消極的であり、混血を意味する「メスティサヘ」が国民統合のイデオロギーとして機能してきたという。さらに、その背景には、かつての植民地経営の在り方の相違があるとして、＜アングロ・サクソン系植民地型＞対＜スペイン系植民地型＞といった図式的理解がいわば通説視されてきた。

ところが、合衆国の連邦先住民法の先行研究においては、合衆国の先住民法は、スペイン植民地における先住民法の影響を強く受けていると指摘されてきた。たとえば、19世紀前半の判例をみると、合衆国最高裁判所はスペインの先住民法を頻繁に引用しており、それを前例として先住民の諸権利を追認してきたという。このことは、スペイン（植民地）との対比を強調する通説とは異なり、合衆国の先住民法の領域では、スペインの先住民法との継続性が前提となっていることを示唆している。

以上の点を踏まえて、本報告では、合衆国の先住民法において、スペインの先住民法がどのような形で継承されているのかを、主に先住民の土地に関する判例に基づいて検討したい。具体的には、ルイジアナ購入地とメキシコ割譲地がかつてはスペイン・フランス・メキシコ領だったことに着目し、当該地における先住民が関与した土地取引の事例を取り上げる。合衆国最高裁判所は、土地に関する先住民の諸権利を承認する際、スペインの法をどのような形で引用ないし言及したのだろうか。土地に関する先住民の諸権利の擁護という点では、合衆国の法理はスペインの法理を継承していることを明らかにしていきたい。

シンポジウム B 「アジア・太平洋世界における帝国の軍事秩序と社会変容」

主旨

かつてハーマン・メルヴィルは、太平洋を「銀河のような珊瑚礁、低く横たわった無限の未知なる島々、および、測りがたい日本が浮かんで」と描いた（『白鯨』）。もちろんこの夢のようなイメージは、ヨーロッパ人による16世紀以来の「探検」と征服の歴史が作り出したものである。20世紀転換期になると、太平洋地域は欧米列強によって分割・植民地化され、W・E・B・デュボイスは、この状況と国内での人種差別構造とを重ね合わせて、「20世紀の問題は、皮膚の色による境界線（カラー・ライン）の問題——すなわち、アジア、アフリカ、アメリカ、海洋諸島における肌の色の黒い人種と白い人種との間の関係である」と断じた。以後、日米が激突した第二次世界大戦と、続く冷戦のあいだ、「アメリカの湖」と位置づけられた太平洋地域では軍事力が強化され、さらに米・英・仏の核実験にも見舞われた。

太平洋の軍事化を進めたのは日本も同様である。帝国の一部としての「南洋」支配は1945年に終焉を迎えたが、冷戦以後の新しい世界秩序においても太平洋の軍事化は続いており、日本もその一部をなしている。とりわけ安倍政権下で、集団的自衛権を認める解釈改憲や安全保障関連法制定など、戦争を

可能にする体制は着々と準備されている。防衛費は拡大を続け、高額 of 最新兵器を次々に購入するいっぽうで、沖縄の基地負担は一向に減らず、南スーダン PKO をめぐって明らかになったように、民主主義の根幹たる情報公開はないがしろにされている。米軍との一体化、軍事力強化を進める日本は太平洋のパワーバランスを不安定化させている。

このような現在の太平洋情勢を理解するためには、その歴史的な文脈、とくに帝国とその軍事的プレゼンスが多大な影響を与えてきたことを念頭に置く必要がある。戦争や植民地化が各地で進行した背景には、宣教活動や通商の促進など、帝国が自国の利益を追求したことが大きい。にもかかわらず、国家や地域間の利害調整が政策決定者の間のみで思案され、支配の対象と目された人々の生が軽んじられてきたことも改めて強調したい。帝国の軍事的支配は、その下に置かれた社会や文化そして権力関係を大きく変容させ、人の移動を促進したり、押しとどめたりする要因ともなってきた。この過程で被支配者がおこなった交渉に着目することは、支配が人々のアイデンティティを（再）構築したのかを理解するために重要であり、さらには帝国のありようそのものを問い直す契機となる。このローカルな視座なしに、太平洋世界における帝国の秩序とその支配を再検討することはできない。同時に、デュボイスの指摘に倣って、国内の構造との相似形や差異という視座から検討することも有用だろう。

そこで、本シンポジウムでは、太平洋世界を複数の帝国間の協調・迎合・摩擦の場として捉え、帝国の支配と軍事ネットワークの拡大と変化を、近代から現代まで複数の時代・地域にまたがり、ハードとソフト、マクロとミクロの両面から検討する。

池上大祐（琉球大学）

「再占領後グアムにおけるアメリカ海軍軍政統治と軍事基地—1944～1946年を中心として」

グアムは、1898年12月のパリ講和条約以来アメリカに併合されたものの、正式な政治的地位を付与されず、米海軍政下に置かれてきた。太平洋戦争時に一時日本軍に占領されたものの、1944年7月21日の米軍再上陸後、再びアメリカ海軍政下に置かれ、先住チャモロ人からの土地接収によって多くの米軍基地を抱えることとなった。チャモロ人は、自身の権利獲得の手段として、アメリカ市民権と「自治」の付与を希求し、それを法的に保障する「グアム基本法（the Organic Act of Guam）」の制定を米政府や連邦議会に請願するに至る。1950年8月に同法が成立したことで、グアムは「非編入領域（unincorporated territory）」という政治的地位が付与され、米海軍軍政統治が正式に終了し、米内務省による民政統治が開始されるに至る。

しかし、民政統治に移行したとはいえ、アメリカの軍事拠点の要（軍事の島）としての役割も維持されたことも相まって、チャモロ住民への土地返還も進展することはなかった。このようにアメリカによ

るグアムの軍事拠点化は、現地に生きるチャモロ住民の生活や社会そのものに多大な影響を与えてきた。そこで今回はアメリカ国立公文書館新館に所蔵されているアメリカ海兵隊史料 (RG127) 内のグアム島司令部による『戦時日誌 (War Diary)』(1944年3月-1946年7月)を素材として、第二次世界大戦末期から戦後直後にかけての米領グアムにおける米軍基地の拡大の実態について明らかにすることを目的とする。従来の国際関係史や冷戦史研究の文脈では深く扱われることのなかった島嶼地域に注目し、その地域が抱える米軍基地に付随する諸問題を考察することは、本シンポジウムテーマである「アジア・太平洋世界における帝国の軍事秩序と社会変容」を検討するための糧となるであろう。

現時点の結論としていえることは、1950年のグアム基本法の成立によってグアム統治の主体がアメリカ海軍からアメリカ内務省へ移管した後も、アメリカ海軍および航空部隊は、20,072haの土地の直接管理を継続したが、その面積はグアム全土の36%であることから、1944年から1946年までの間が、米軍土地接所有(グアム全土の67%)の「最盛期」といえよう。この時期に、日本軍から奪取して建設・整備されたオロテ海軍飛行場とアガナ海軍飛行場、米陸軍航空部隊による戦略爆撃の出撃拠点となったハーモン飛行場にくわえ、ジャングルを開発するかたちでグアム北部に位置する2つの飛行場(北部飛行場、北西飛行場)も建設され、陣中日誌が終わる1946年7月までにはほぼすべて完成するにいった。そのなかで、マーシャル諸島など米海軍軍政下にある他の島嶼地域における海軍戦力の展開とも連動している事例も見られ、太平洋軍事戦略のなかにグアムが位置づけられていることも読み取れる。米海軍の港湾施設は、日本軍による占領以前からのアメリカ海軍の拠点であったアプラ湾区域で再び進められ、その南部のフェネ地区には海軍弾薬庫が建設されたが、不要になった弾薬は海上に投棄されるなどといった事例も報告されていた。こうした基地建設は、軍事戦略上の観点のみならず、米兵がいかにグアムで「快適に過ごす」のかという点からも考慮され、オロテ、ピティ、タモンにレクリエーション用施設までも建設された。自らの海軍軍政統治のありようを「模範的な姿勢」として自認するグアム島司令部司令官の発言とは裏腹に、上記の基地拡大にともなって土地を接収されることになったチャモロ人たちは、むしろ基地拡大(特にレクリエーション目的による活用)に不満を感じ、米軍による差別的待遇の是正へと動き出していくのである。

従来、「1946年までにグアムにて米軍基地が拡大した」という一般的な事実のみが先行研究で語られてきたが、『戦時日誌』を紐解くことで、より具体的な米軍基地拡大のプロセスの一端が明らかになった。この実態は、基地社会のなかに生きるチャモロの人々が、具体的に何に対して「不満」ないし「怒り」を持ったのかを明らかにするための前提ないし背景を知る手掛かりとなろう。このことは、今なおグアム社会が抱えている課題でもあるし、報告者が生活する沖縄においてもグアムと共通する課題に、今なお直面させられている現状があるのである。

伊佐由貴（都留文科大学・講）

「米国占領下の沖縄とハワイ沖縄系移民——移民が生きる『帝国』」

ハワイは、18世紀中頃の砂糖キビプランテーション拡大以降、国外から労働力としての移民を大量に受け入れた。18世紀末のハワイ共和国建国、米国による併合以後もその流れは変わらず、本報告で対象とする沖縄系移民は1899年から移民を開始、1940年までに約4万人が渡航、日系移民の15%近くを占めた。沖縄系移民は地域性、移民時期、文化的背景の違いから、ハワイ社会のみならず日系社会でも日系とは異質な劣った存在とされたが、その歴史は日系移民史と同様に差別への抵抗、底辺からの社会上昇を中心に語られてきた。しかし太平洋戦争後、沖縄系移民は救援活動に端を発して、沖縄系という自己認識が強化され、積極的に出自を発信するようになる。

本報告では、沖縄をめぐる人の移動と米国による軍事秩序を軸に、太平洋戦争後の沖縄系移民と米国統治下沖縄の関係が深まった事例、とくにハワイ沖縄系移民による救援活動、沖縄とハワイ間の人の往来（留学生、農業研修）に着目する。救援活動のきっかけにもなった沖縄の窮状は、沖縄系米兵によってハワイに広がり、同郷者団体が中心となって各地に救援物資が送られた。ハワイ大学への留学生や農業研修生の受け入れには沖縄系移民が積極的に関わり、ハワイでの生活の面倒をみている。さらにあげれば、沖縄系移民が働きかけ、軍関係者以外の渡航が難しかった1950年にハワイー沖縄間の定期航路が開設され、一般人を含めた訪問団が軍港を経由して来沖している。沖縄系移民による沖縄の帰属問題や日本復帰に対する言説は、米国統治を肯定的にとらえ、米国支配をより強固にした一面もあった。両者の関係の中に、米国が影響を及ぼしていたことはいうまでもない。本報告ではこれらの事例を通して、太平洋の軍事秩序が米国を中心に再形成される過程で、どのように沖縄系移民と沖縄との関係が構築され、影響を与え合ったのか、それが現在にまで継続しているのかについて考察する。

長島怜央（日本学術振興会特別研究員）

「アメリカ帝国と植民地化・軍事化された移動圏——沖縄返還前後の沖縄グアム移民の経験」

1972年の沖縄返還前後、沖縄からフィリピン、アメリカ本土、ハワイ、グアムなどへ移住する人びとがいた。そのなかの多くを占めたのが、沖縄女性、フィリピン人のアメリカ軍基地労働者や関係者、そのあいだに生まれた子どもたちからなる家族であった。かれらは戦後沖縄の転換期に、沖縄から新天地を求めた／求めざるを得なかった人びとである。

本報告では、アメリカ本土などの他所を経由した人びとも含め、この時期に沖縄からグアムへ移住し

た人びと、とりわけ沖縄女性とフィリピン人男性の夫婦とその子どもたちの経験を取り上げる。それは、これまでの沖縄を含むアジア・太平洋の移民・マイノリティ研究においてはほとんど注目されてこなかったものである。しかしながら、冷戦下のアメリカ帝国の秩序変容の影響によって生じた移動圏や移住者たちのライフヒストリーを明らかにすることは、植民地化・軍事化されたこの地域全体または個々の地域社会を理解するうえでも欠かすことができない。

沖縄の施政権の返還が実施されたのは、太平洋地域のアメリカ軍基地が直接関係するベトナム戦争のさなかであり、アメリカが施政権を持つ太平洋諸島信託統治領（ミクロネシア）の脱植民地化が構想されていた時期であった。すなわち、アメリカは北西太平洋における新たな支配体制を模索していた。そのようななか、沖縄とグアムでは米軍基地が維持されると同時に観光開発が進行する一方で、米軍占領下沖縄における国際結婚家族のトランスナショナルな移動が生じていた。アメリカ帝国は、国家や資本による（再）包摂／排除を通じて、この地域で存続していったのである。そして、そのことを理解するためには、それを経験した移住者の視点から捉えなおすことが重要となるであろう。

シンポジウムC「抵抗の場としての『家族』」

主旨

1970年代以降、歴史学や社会学では近代的な家族的価値観がタブー視される傾向にあった。家族は国家を維持する最小の単位として誕生し、資本主義やナショナリズムを支える統治のためのシステムととらえられてきた。

しかし、寄宿学校や養子縁組制度で破壊されるアメリカ先住民の拡大家族、監獄社会の犠牲となるアフリカ系アメリカ人コミュニティ、そして強制送還におびえるいわゆるドリーマーたちなど、アメリカの国家的政策によって破壊されるのもまた社会的弱者の「家族」であり続けているといえよう。こうして破壊された「家族」とはアメリカ史の中にどのように位置づけられるのであろうか。

本シンポジウムは「抑圧の装置」としての「家族」批判を踏まえつつも、一方で、社会的、人種的マイノリティによる「抵抗の場としての家族」の歴史を掘り起こし、また両者の相互作用をみることで「アメリカの家族」を再考する試みである。

「抑圧の装置」としての近代的家族を批判の俎上にのせたのが第二波フェミニズム運動であることは論を待たない。フェミニズム運動は「近代家族」の暴力性を暴き出し、今日に引き継がれる「多様な家族」の思想的基盤を作った。しかしその運動は、主流派が「多様な家族」を担保するアメリカ的「ネオリベラルな家族」に取り込まれたことで、そこから「とりこぼされた人々」に対する自己責任論を生んできた、という点も指摘できる。

また、近代的家族を争点としてきたのはフェミニズム運動ばかりではない。第二波フェミニズム運動の表舞台に現れることは決してなかったが、それ以前から、国家が要請する「家族」への「抵抗」は確かに存在していた。たとえば、1960年代以降のマイノリティ運動が、広義での「反国家（規律）運動」の色彩を帯びるのであれば、社会的、人種的マイノリティもまた、そうした「抵抗」の担い手となってきたといえよう。

マイノリティ、あるいは社会的弱者にとって、「家族」は「抑圧の装置」であると同時に、「抵抗の場」という二面性を持ってきたし、そうならざるをえなかった。国家的な暴力と排除の理論の中にある彼（女）らにとって、「家族」とは親密圏であり、ケアの場であり、また「国家史」にとりこまれることのない歴史が継承される記憶の場でもあった。

さらに、国家が要請する「家族」にとりこまれることも、そこでの権利要求によって自らの生きる地歩を確保する戦略的な抵抗であった。特に移民の「家族」は「故郷」のジェンダー関係やトランスナショナルな国民像、民族像を体現することで、ジェンダー関係やナショナリズムを再編、再生産する場でもあった。その「家族」はアメリカと送り出し地域双方の「ナショナリズム」が錯綜し、抵抗と強制、包摂と排除という二面性を持つ複雑な場として機能してきたのである。

以上の議論からは、アメリカ主流社会（公的領域）からはじき出された人々の「抵抗の場としての家族」の姿がみえてくる。本シンポジウムでは特に20世紀のアメリカ社会において、「いかなる『家族』が理想とされ、その先にどのような国家像が見据えられていたのか」、一方で「そうした国家像から外れたマイノリティや弱者の『家族』はいかなる形で維持、変質、強化されたのか」、そして、こうした「『抵抗の場としての家族』はアメリカの『家族』をいかに変え、あるいは変えられなかったのか」という点について考えてみたい。

関口洋平（首都大学東京）

「『ヒルビリー・エレジー』における家族と新自由主義」

保守派の政治学者チャールズ・マレーは、1993年、ウォール・ストリート・ジャーナルに“The Coming White Underclass”と題されたエッセイを寄稿した。「白人のアンダークラス」の出現とともに、白人家庭における婚外子の割合が急速に増加し、核家族の規範が揺らぎつつあることを嘆いたエッセイは、このように締めくくられている。「比較的少数のマイノリティーに婚外子という病が蔓延しているだけなら、アメリカ社会は生き残れる。ただしそれが白人に蔓延し始めれば、アメリカ社会は亡びる」

ほぼ四半世紀が経った2016年、大統領選挙の最中でJ.D.ヴァンスの書いた『ヒルビリー・エレジー』が話題を呼んだ。「アメリカの繁栄から取り残された白人たち」の悲惨な現実を感情的に描いたこの回

想録で、父母がともに不在であるヴァンスの家族は、一見するとマレーが恐れていた悪夢を体現しているように思われる。ところが、『ヒルビリー・エレジー』は典型的なアメリカン・ドリームの物語であり、ヴァンスは家族の愛情こそが成功の鍵だったのだと断言している。『ヒルビリー・エレジー』に描かれた白人労働者階級の家族のライフスタイルは、マレーをはじめとする保守派の家族観を覆すものなのだろうか（抵抗の場としての家族）？それとも、白人の「ウェルフェア・クイーン」を告発するヴァンスの回想録は、保守派の家族観を踏襲しつつ、自助努力の場としての家族という新自由主義的な原則を再強化しているのだろうか（抑圧の場としての家族）？

本発表では、『ヒルビリー・エレジー』に表象された白人労働者階級の家族の意義を批判的に読み解きながら、新自由主義と家族の関係について検討する。また、回想録というジャンルの特異性について理解を深めるとともに、20世紀後半以降のアメリカにおける家族史を人種や階級・国家といった要素と関連付けながら再検討したい。

山本明代（名古屋市立大学）

「冷戦期アメリカ合衆国の難民政策と家族——ハンガリー難民受入れと難民支援からみる家族と女性の性別役割」

1950年代のアメリカ合衆国の家族は、ソ連に対抗した冷戦を闘う上で性や社会的規範を管理する最小単位となり、国内外に資本主義の消費と物質的豊かさを発信する媒体ともなった。本報告では、アメリカ政府による1956年のハンガリー革命の難民受入れ政策にアメリカの家族イデオロギーがいかに反映されていたのか、そしてハンガリー革命や難民支援に関わった女性たちがその規範にいかに抗おうとしたのかを明らかにしたい。

1956年10月にハンガリーで起こったソ連と共産主義の支配に対抗した革命の崩壊後、約20万人が世界各地へと逃れ、そのうちアメリカ合衆国は最多の38,000人のハンガリー難民を受入れた。革命勃発の翌月、アメリカ政府はいち早くハンガリー難民救済大統領委員会を設置したが、連邦議会ではハンガリー難民は元共産主義者である、市民からはアメリカ人の職を奪うとの難民受入れ反対の声があがった。これに対して大統領委員会はアメリカの報道機関を駆使しハンガリー難民が模範的な家族であることを報じる一大キャンペーンを展開し難民受け入れの世論形成を試みた。

ハンガリー難民のイメージは報道写真や支援のために発行された郵便切手の図像に表現された。ハンガリーを逃れウィーンの難民キャンプまで移動する難民の写真では子ども連れの家族が数多く報じられ、ハンガリー難民支援のために発行された郵便切手には、救いを求める信仰深いハンガリー人家族が描かれた。1956年11月にハンガリー難民の第一陣がニュージャージー州の空港に到着した時の報道写

真の中央には子どもを伴った家族が映し出されていた。そして、『ライフ』誌はその家族がアメリカでの生活を開始する過程の特集を組み、ハンガリー難民家族はアメリカのライフスタイルにいち早く適応可能であり、すでに模範的なアメリカの中産階級家族となっていることを報じた。

このようなアメリカの家族イデオロギーに基づく難民受入れ政策とその報道に対して、ハンガリー革命崩壊後のハンガリー人女性たちによる「沈黙のデモ」や難民に仕事を斡旋したり、通訳を担い難民支援に奔走したアメリカのハンガリー系コミュニティの女性たちの活動から、性別役割を引き受けつつも、それに抗う姿を見ることができる。また、大統領委員会には難民支援活動への参加を希望するハンガリー系以外のアメリカ人女性たちからも書簡が届いた。これらの女性たちは難民支援を通して政府が主導する公的・国際的な役割を担いうる存在であることを示そうとしていた。

小野直子（富山大学）

『『正常な』家族を求めて——知的障害者の親の会と専門家』

第二次世界大戦後、アメリカ人は家族を強化して伝統的な性別役割に戻ろうとした。しかしながら家族重視は、その規範や価値観から逸脱している人々を排除する傾向にあった。知的障害者を抱える家族は、理想の家族像に合うような「正常な」家族と見なされることを切実に望んでいた。1940年代から50年代にかけて、知的障害者の親たちは政府や専門家からの支援や指導が不十分であることに対する欲求不満を表明するようになり、全国各地で自発的に親の会を組織化していった。親の会は自分たちが、アメリカの理想的な「正常な」家族という想像の共同体に包含されることを求めた。1950年代の親の会の活動は、社会改革においてはささやかな変化をもたらしたに過ぎなかったが、メディアや公共の場における知的障害の描かれ方に大きな変化をもたらした。親たちは、知的障害者が社会的に受容されることを要求したが、知的障害者に対する伝統的なスティグマを考慮すると、知的障害者をコミュニティに内包するためには社会的変化を必要としていた。親の会の活動は、知的障害の問題とその解決法は本人だけにあるという伝統的医学モデルを問題化し、一般大衆の態度や社会サービスの改善を含めた社会の変化にあることを示した。さらに知的障害者をめぐる議論は、どのようにして「正常な」家族を形成し維持するかという問題をめぐって展開されたため、「正常な」家族に関してより柔軟なモデルを提供した。そこで本報告では、知的障害者の親の会の活動を事例として、1950年代における家族の機能を、特に専門家との関係を通して考察する。

自由論題報告要旨

塚田 浩幸（東京外国語大学・院）

「広域インディアンの同盟とアメリカにおける十七世紀の危機」

マサチューセツ湾植民地指導者ジョン・ウインスロップは、ヴァージニアで 1644 年に起きたインディアンの急襲について、そこで捕虜にされたインディアンの証言を紹介している。「彼らが [急襲を] 遂行したのは、イングランド人が自分たちの土地を全て奪っていくのを見て、自分たちの国から追い出されてしまうと考えたためであり、[中略] 600 マイル以内の全てのインディアンが同盟を結成し、この国から全てのよそ者を追い出そうとしているのだという」。確かに、1630 年代後半から 40 年代は、ヴァージニア以外でも大西洋沿岸一帯でインディアンの抵抗運動の気運が高まった時期であった。ニュー・イングランドでは、ピークォート戦争を経てもなお、別のインディアンのナラガンセット族が周辺のインディアンに呼びかけて戦争の準備をしていた。ニュー・ネーデルラントではキーフトの戦争が起き、メリーランドやニュー・スウェーデンでもインディアンが入植者を攻撃していた。このように沿岸の部族がそれぞれ入植者との関係をめぐって不安定な状況にあるなか、周辺のヒューロン連合などのインディアンを攻撃して権威を維持・強化し、地政学的優位を生かしてその後の秩序の担い手となったのがイロコイ連合の諸部族であった。本報告では、これらのインディアン対ヨーロッパ系住人の戦争を「六〇〇マイル同盟戦争（群）」と名付けたうえで十七世紀の危機の概念に位置付け、トランスリージョナルな視点からその戦争の内実を「同盟」の意味に注目しながら明らかにする。

杉淵 忠基（一橋大学・院）

「クー・クラックス・クラン法をめぐる攻防——制定から人身保護令状による救済の一時停止まで」

1871 年 4 月 20 日、クー・クラックス・クラン（以下 KKK と略記）の暴力的な活動の抑制を目的に、「合衆国憲法修正第 14 条の条項を強制するためや、ほかの目的のための法律」が連邦議会で成立した。一般に KKK 法と呼ばれるこの法律の第 4 項では、州知事や州議会の意思に反していても、合衆国政府に対し反乱状態にあると見なされた地域に対し、人身保護令状による救済を一時停止できる権限を大統領に与えている。その権限の行使を同年 9 月 1 日に、KKK 調査委員会委員長のジョン・スコット上院議員が大統領に提言した。その権限をユリシーズ・S・グラント大統領はサウスカロライナ州（以下 SC と略記）の 9 つの郡を対象に、同年 10 月 17 日に行使した。

これまでの研究では、9月1日以降、大統領によるこの権限行使を牽制しようとする動きについてはほとんど注意が払われてこなかった。Everette Swinney の *Suppressing the Ku Klux Klan: The Enforcement of the Reconstruction Amendments, 1870-1877*(1987)、Allen W. Trelease の *White Terror: The Ku Klux Klan Conspiracy and Southern Reconstruction* (1977)、Eric Foner の *Reconstruction: America's Unfinished Revolution, 1863-1877* (1988)、Richard Zuczek は *State of Rebellion: Reconstruction in South Carolina* (1996)などでは、9月1日以降、10月17日に同州の9つの郡で大統領が人身保護令状の一時停止に踏み切るまでの過程については、連邦政府側の動きに焦点が当てられているが、SCにおける、大統領の権限行使を牽制する動きについては触れられていない。

この動きを本報告では連邦政府の動きと重ねて叙述する。そうすることによって、SCの保守派を代表する新聞が、事実を歪曲してまで、連邦政府の影響から逃れるために、言論で戦いを挑むという政治的スタンスは、KKK抑圧を主導したアッカーマン司法長官の倫理観と隔絶していることを明らかにする。連邦政府のKKK対策は、人身保護令状による救済を一時停止することによって、多数のKKK団員を逮捕して、拘束するという成功を取めたが、倫理と政治の乖離は解決されることなく、引き続き残ったのである。

石田 美香 (大阪大学・院)

「沖縄陪審制の実態と功罪」

本報告は、『アメリカ史研究』第41号に掲載された「国籍不問の陪審制度—アメリカ統治下の沖縄で成立した要因—」の続きにあたるものである。戦後アメリカ統治下の沖縄に国籍不問の陪審制度が導入された。本報告では実際に行われた陪審裁判について、その全体像を明らかにする。

国籍を問わなかったことで、アメリカ人だけでなく日本人や沖縄在住の外国人も参加できる多国籍な陪審団となった。女性も排除されることなく、男性と同様に陪審員を務めた。アメリカ本国における女性の陪審義務は1975年の連邦最高裁判所判決 *Taylor v. Louisiana* において認定されたが、当判決が下されるまで女性の陪審参加は任意であり、権利も義務も認められていなかった。仮に招集されても簡単に忌避できた。しかし沖縄では、陪審員の資格要件(21歳以上、3か月以上沖縄に在住、英語が理解できる)を満たしていれば、性別や国籍を理由に忌避されることはなかったのである。

沖縄で実際に行われた陪審裁判は、刑事事件が5件、民事事件が4件であった。沖縄陪審制に関する研究は進んでおらず、全裁判を詳細に分析したものは管見の限り皆無である。数少ない先行研究も大半は法学者による分析で、制度の評価は概ね「成功した」との見解であるが、果たして歴史的観点からみても「成功した」といえるのか。本報告ではアメリカ統治下の沖縄で実施された裁判という背景を踏ま

え、その功罪について考察する。アメリカでは民主主義の象徴とされる陪審裁判だが、戦後アメリカ統治下という非民主的な状況で行われたためにその矛盾が正当な運用を妨げたといえる。一方で、アメリカ本国にはない多国籍な陪審団の誕生や、アメリカ本国に先行した女性の陪審参加といった副産物を生みだした。

山崎 雄史（愛知県立大学・講）

「カリフォルニア日系移民コミュニティにおける階級軋轢とインターナショナリズム——初期社会主義者とフレズノ労働同盟を中心に」

日系移民史の歴史家ユージ・イチオカはかつて「1924年の移民法によって、アメリカ社会への同化適応性を示すことで人種差別主義に対応しようとした日系移民の努力が失敗に帰した」と述べた。仮に、「人種主義とは国家や州などの政治権力による、または民間のアクターによる、白人至上主義のもとに諸エスニシティの社会的脆弱性を階層化しつつ差異化する社会構成力だ」（ルース・ギルモア）とすると、イチオカはいわゆる日系人の「二重のナショナリズム」はその人種主義の根源を見据えることを妨げたというのだ。本発表は日系移民の中でも”becoming Japanese American”ともいうべき十全たる市民権に至るというナラティブでは不可視化されがちな、internationalism を目指した社会運動家たちに焦点を当てる。

具体的には20世紀初頭に student-laborer としてベイ・エリアを中心とした西海岸で活動した初期社会主義者の移民グループが片山潜や幸徳秋水の影響を受けつつフレズノ労働協会を立ち上げ、IWW と人種横断的な労働運動を構築しようとした歴史を掘り下げる。ここでは、日系移民コミュニティ内における階級の差異が、日本領事館と JA による運動の弾圧という形で明らかになる。また、スト破りとして働く日系労働者が賃金を下げると批判しながら労働組合からの日系排除を AFL やアメリカ社会党が支持しているという二重の権力的抑圧（double dominance）の問題が浮かび上がる。Scott Kurashige は日系とアフリカ系アメリカ人の連帯の歴史を、Josephine Fowler は日系共産党活動家の人種横断的な労働運動形成とその国際主義を紐解いたが、同様のテーマでこれらに先行する時代を考察した。

鈴木 俊弘（一橋大学・院）

『白人至上主義』の汚名を着る欲望——1931年の『アウグスト・ヨキネン裁判』をホワイトネス研究から解釈する試論」

1931年2月28日ニューヨーク市ハーレムにて、合衆国共産党初の「労働者法廷」が開かれた。アウ

グスト・ヨキネンというフィンランドからの移民男性が、ハーレム在住の黒人男性たちに人種差別を犯したと告発されたのだ。ヨキネンを「白人至上主義者」と断罪し除名処分にした共産党は「白人至上主義を絶対に容認せず、蔓延する人種差別に立ち向かう」意思を宣言する。この「ヨキネン裁判」は、直後の「スコッツボロ事件」の発生で特別な位置を得るようになった。アール・ブラウダが「ヨキネン裁判という前奏曲がなければ、スコッツボロ事件を世に響かせることは叶わなかった」と述懐するように、共産党が異例の機動力と組織力で事件に対応し被疑者解放に尽力した背景には、「ヨキネン裁判」が予行演習として機能したのだ。ゆえに黒人ラディカリズム研究のなかで「ヨキネン裁判」は米国内の反白人至上主義運動の狼煙と無批判に位置づけられてきた。

しかし発表者が問いたいのは、移民史研究が明かす「ヨキネン裁判」の奇妙な構図である。ヨキネンによる「人種差別」の現場はフィン人労働者組合の施設内、「労働者法廷」の貸主はフィン系共済団体、陪審員にフィン系移民が参加し、党機関紙『デイリー・ワーカー』もフィン系移民新聞の資金・設備を流用していた。つまり、ハーレムの黒人労働者が人種差別の不正義を糾弾し、ヨキネンというフィン系移民を「白人至上主義者」と糾弾する環境は、同地区の各種フィン系移民組織のお膳立てで成立していたのだ。

発表者はこの構図を読み解くため、同時代のフィン系移民による反人種論活動の視点を取り入れたい。合衆国のなかでフィン系移民は人種論的に揺れる存在であり、社会で最も「白い」移民集団と見られながら、同時に人種論言説では非白人とされていたのである。「白人至上主義者と呼ばれること」は「米社会で白人になること」の変奏と見ることは可能だろうか。

宮崎早季（一橋大学・院）

「ハワイ日系人の戦時記憶の想起と忘却」

戦後のハワイ日系人社会の中で、戦時の記憶はどのように語られどのように想起されてきたのだろうか。本報告は、ハワイ日系人戦時経験の中でも戦時抑留・転居をめぐる記憶に着目し、この記憶が「パブリックヒストリー」（市民の考究する歴史）のなかでどのように発見、注目され、忘れられてきたのかを検証する。

これまでハワイ日系人の戦時経験を語る際には、主に2つの局面が想起されてきた。ひとつはアメリカ合衆国の公的歴史の中でも重要な位置を占めている真珠湾攻撃の記憶であり、もうひとつは日系人の忠誠と貢献の象徴である日系二世兵士の活躍の記憶である。この2つの記憶に関しては、ローゼンバーグ（2003=2007）や矢口・森茂・中山（2011）らの研究蓄積が存在している。しかし、2002年にオアフ島ホノウリウリ抑留所の遺構が発見されたことで、「ハワイ日系人の戦時抑留・転居経験」という第3

の局面が注目をあつめ、現在この記憶の収集作業が行われている。

ハワイ諸島最大の抑留所であるホノウリウリ抑留所跡地の国立公園化などが進められる一方で、この日系人の戦時抑留・転居経験をめぐる記憶の収集・保護・教育の活動は、さらにマイナー他の戦時記憶を周縁化している。この戦時抑留・転居経験の記憶の収集作業の中に見られる力学関係は、ハワイ日系人の戦時経験を語る「記憶のポリティクス」においてどのような力学が働いているのかを指し示してくれる。本報告では、ハワイで行われた Days of Remembrance 式典などを例に、戦後ハワイ日系人社会において行われた戦時経験の想起・掘り起こしの活動がどのように行われ、どのような記憶を描いてきているのか、ハワイ日系人の戦時経験に関する「記憶のポリティクス」を考察する。

日野川 静枝（拓殖大学）

「カリフォルニア大学における科学の軍事化の道具立て——外部資金・特許政策・学則 No.4 の変更」

本報告の目的は、第2次世界大戦後において誰の目にも明らかとなるアメリカ社会における軍産学複合体制の起源について、カリフォルニア大学を対象としてその要因の一端を示すことです。

そもそも「科学の軍事化」とは何ぞや、という疑問をお持ちの方もいらっしゃるでしょう。しかし報告者は、「科学の軍事化」の定義を示す前に、具体的な科学研究の現場である州立大学としてのカリフォルニア大学が、いかなる過程をたどって戦時動員体制をつくりあげることになったのか、その点をまず検討したいと思います。

なぜなら、その過程において州立大学の使命・役割を示す学則と矛盾するような、多くの問題が現実には生じているからです。こうした内部矛盾の存在、またその内部矛盾の解決策として選択された学則の変更などを検討することによって、まさに「科学の軍事化」の内実を明らかにすることができると考えているからです。

今回の報告では、① 1929年の世界大恐慌後の大学が直面した財政難に関連する、外部からの研究資金受け入れの問題、② 外部資金の受け入れに関連して発生した、大学の特許政策の問題、そして③ 州立大学として堅持してきた大学の使命・役割を記す学則 No.4 の変更の問題、これら3点に焦点を絞ります。

これらはそれぞれが独自に存在しているのではなく、現実過程においては密接に関連し合っていることを考察します。その結果、「科学の軍事化」とはいかなるものかを提示できれば幸いです。

浅井 理恵子（国學院大学）

「1950年代の女性史再考——『女性軍人に関する国防諮問委員会』と女性の入隊勧誘キャンペーンに関する予備的考察」

アメリカ合衆国の女性史研究において、1950年代の見直しが進んでいる。従来、50年代は前後の時代と著しく異なるものとして理解されてきた。すなわち、ジェンダー規範が揺らいだ第二次世界大戦と1960年代の女性解放の狭間にある保守的な時代、というものだが、この解釈は1990年代ごろから再検討されている。Meyerowitzによれば、「修正主義」は二つのアプローチに分かれる。一つめは従来の解釈を敷衍し、「家庭こそ女性の居場所」とする“domestic ideal”の思想的基盤や、冷戦・リベラリズム・核の不安との関連について検証する。もう一つのアプローチは domestic ideal の影響を限定的なものとし、さまざまな女性団体がジェンダーのステレオタイプにどのように挑戦／抵抗したのか示そうとする。

本報告は、1950年代に行われた女性の入隊勧誘キャンペーンを、この「修正主義」の2番目のグループに位置づけようとする。そのうえで、軍事史の下位区分として論じられてきた女性軍人政策を女性史の文脈で捉えなおし、50年代のアメリカ女性史を（再）再考することを目指す。戦後の新しい国際状況のもとで米軍の人員不足が深刻になり、軍は女性に目を付けた。その結果、女性の軍への常設配置を定めた法律の制定など女性軍人に関する政策が進められたが、なかでも1951年に創設された「女性軍人に関する国防諮問委員会（Defense Advisory Committee on Women in the Services, DACOWITS）」は、女性軍人の支援組織として注目に値する。報告では、DACOWITSが実施した女性の入隊勧誘キャンペーンを検討し、同委員会が女性の入隊促進のためどのような方法を採用し、対象となる若い女性やその親に対し如何なるメッセージを発信したのか考察する。

藤岡 真樹（京都大学）

「1950年代後半における『アメリカ的生活様式』と『未完の事業』」

本報告は、1955年から1958年にかけて、マサチューセッツ工科大学国際問題研究センター（MITCIS）が実施した「アメリカ計画」という学術研究を題材に、この時代の学術研究者における「アメリカ的生活様式」と「未完の事業」という概念の明確化を目指そうとするものである。

「アメリカ計画」とは、1955年にMITCISの経済学者であるウォルト・ロストウをリーダーとして立ち上げられた研究プロジェクトである。同計画は、MITCISの研究者が「アメリカ的」なもの、すなわち、経済成長と人びとの豊かさというアメリカの歴史と、それを実現させてきたアメリカの理念や制度についての考察を深めることを目的としていた。しかし、1956年後半以降、アメリカ計画にもう一つ

の研究が加わる。1958年4月から10月にかけてベルギーの首都ブリュッセルで開催されることが予定されていた万国博覧会に出展するアメリカ・パビリオンにおける展示内容・方法に関する研究である。ここに来て、アメリカ計画は、1950年代後半にMITCISが取り組んだ2種類の研究から成る学術活動の総称となった。

本報告は、アメリカ計画の2つの研究——「1958年ブリュッセル万国国際博覧会に向けた最終レポート」(1957年)とMITCISの『アメリカの様式』(1958年)——を素材に、MITCISの学術研究者における「アメリカ的生活様式」と「未完の事業」について、その含意を解明することを目的としている。それにより、リベラリズムが広まった時代としてやや平板に理解されがちな1950年代、とくにその後半期におけるアメリカの思潮が、実のところ矛盾や分裂を含んでおり、1960年代にリベラリズムと保守主義として整理される萌芽を含みつつ、他方で、近代化論や広報外交といった1960年代アメリカの学術や外交への接続回路を備えていたことを、MITCISの学術研究の歴史的検討から解明したい。